

「玄海原子力発電所3, 4号機 緊急時対策棟 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請書」
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

玄海原子力発電所3, 4号機 緊急時対策棟 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画変更認可申請書に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1 申請の概要

- 平成31年2月13日に実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）改正に伴い、感知器については消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第23条第4項等に従い設置すること等の要求が追加となった。
- 玄海原子力発電所の緊急時対策棟については、令和3年4月23日付けで認可された設計及び工事計画認可申請書に対して、改正された火災防護審査基準に適用させるため、今回、設計及び工事計画変更認可申請を実施する。

2 核セキュリティ、保障措置への影響

確認項目		影響有無	備考
核セキュリティ	防護対象の追加等の有無	無	防護措置が必要となる設備の設置はない
	侵入防止対策に係る性能への影響	無	火災感知器追設に伴う防護措置が必要となるような工事は予定しておらず、核物質防護に係る設備や運用の変更等はない
保障措置	設計情報質問表（DIQ: Design Information Questionnaire）への影響の有無	無	設計情報質問表の重大な変更に係る影響はない
	査察機器の移設又は新規設置の有無	無	既設の査察機器に影響がなく、新規設置も不要
	サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	無	恒久的な建物・構築物の新設はない
	既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の査察実施方針への影響がない
	原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	無	計量管理規定の記載に変更が生じない